

CLAYTON UTZ

# Global Carbon Capture and Storage Institute

## メンバーシップ取得に係る法的留意点

在日オーストラリア大使館主催セミナー

2009年5月22日

講師:

クレイトン・ユッツ法律事務所

パートナー

弁護士 加納寛之

© Clayton Utz

# 概要

1. 法的構造
2. 構成員と海外投資の問題
3. 執行機関

# 法的構造

- オーストラリア会社法に基づいて保証に基づく有限責任会社 (company limited by guarantee) として設立される
- 会社法に準拠し、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) によって規制される
- GCCSIの設立は2009年7月1日を予定

## 保証に基づく有限責任会社の特徴(上)

- 構成員と別である法人格を持つ
- 構成員の責任は会社の解散の際に支払いを約束する金額に制限される(GCCSIの場合10ドル)
- 株発行による資金調達はできないため、他の方法によって資金を調達する

## 保証に基づく有限責任会社の特徴(下)

- 構成員に利益・残余財産を配当できない
- 社内統制は、会社定款(例:取締役の選定・解任、投票と構成員の事項)及び会社法による
- 会社法に基づく一定の報告義務
- 日本法とのアナロジーでは「社団法人」
- 構成員は「社団法人の社員」
- 豪州の「会社法」は、日本の社団法人もカバー

# 会社の機関

- 保証に基づく有限責任保証会社の機関と最低限の条件：
  1. 構成員－1人でもよい
  2. 総務担当役員 ("secretary")－最低1人(オーストラリアの居住者でなければならない)
  3. 取締役－最低3人(そのうち2人はオーストラリアの居住者でなければならない)

# 概要

1. 法的構造
2. 構成員と海外投資の問題
3. 執行機関

# 構成員の種類

- 業界構成員 (Industry Member)
  - 二酸化炭素の回収と貯留 (CCS) の進展に関連する営利事業を営む
- 政府構成員 (Government Member)
  - 国家政府または州政府・地方政府
- 一般構成員 (General Member)
  - 業界構成員でも政府構成員でもない構成員



# 大手業界構成員 (Major Industry Member)

- 大手業界構成員は、次の3つの条件のうち2つを満たす業界構成員：
  1. 構成員（及びその支配する法人）の会計年度の連結収益が5千万ドル以上
  2. 構成員（及びその支配する法人）の会計年度末の連結総資産の価値が2千5百万ドル以上
  3. 構成員（及びその支配する法人）が50人以上の従業員を雇っている

# 構成員の入社

- 設立構成員 (Foundation Member) とその他の入社申請者という2種類の入社申請者がある
- その他の入社申請者の基本的な入社資格は、CCSの促進・進展に関わっていること
  1. GCCSIの目標達成に重要な貢献をする、またはそのような貢献をする可能性が高いこと
  2. CCSの促進・進展が、主たる活動に関連していること

# 入社の手続き(上)

- 設立構成員の場合：
  1. 設立構成員は入社申請書を取締役会にGCCSI設立から18ヶ月以内に提出
  2. 取締役会は次回の取締役会議で入社申請書を承認する(形式審査。実質的に自動承認)
  3. 設立構成員に通知する

## 入社の手続き(下)

- その他の入社申請者(GCCSI設立から18ヶ月以内に入社手続を行わない設立構成員を含む):
  1. 入社希望者は入社申請書を取締役に提出
  2. 取締役会は入社申請書を考慮し、承認または否認する(実質審査)
- 取締役会は入社申請者に入社資格に関する更なる証拠書類を要求することができる

# 構成員の権利・義務(上)

- 会社法と定款に規定される
- 構成員の権利は次の権利を含む：
  - 総会に出席し、投票する権利
  - 定款の変更について投票する権利
  - 取締役会その他の社内機関への任命承認権
  - 取締役会選任委員会（BSP）の役員選定権
  - 会計報告書などの報告書を受理する権利
  - 取締役を解任する権利

## 構成員の権利・義務(下)

- 構成員としての(唯一の)義務は会社解散の際に負債を返済する資金が不十分な場合に10豪ドルを支払うこと
- 構成員は前払いもできるが義務はなく、会社の負債に対して10ドルを超えて支払義務なし
- ただし、構成員以外の地位や資格で会社のために一定の職責や義務を負う場合は、かかる地位や資格に基づいて発生する債務や責任を負わなければならない(構成員としての義務ではない)

# 外国会社としての登録の必要性

- オーストラリア国内で「事業の運営 ("carry on business")」を行う外国会社は、別途ASICに登録する必要あり
- しかし、GCCSIの構成員なること自体は、「事業の運営 ("carry on business")」を行うものとはみなされないため、登録の必要はない

# 海外投資監査委員会 (FIRB) 一届出と承諾

- 外国会社

- 外国会社の場合、外資買収法 (Foreign Acquisitions and Takeovers Act) に基づき届出が必要とされる投資対象は「オーストラリア事業」
- 「オーストラリア事業」は「営利事業」と定義されている
- したがって、非営利団体であるGCCSIの構成員になることについて届出と承諾は必要なし

- 外国政府 (または政府機関)

- 外国政府の場合、届出と承認が必要とされる投資対象は「オーストラリア事業」との限定なし
- 外国政府による直接投資は投資金額を問わず届出・承認を要する
- 理論的には、GCCSIの構成員になることにつき届出・承認を要する可能性



# 概要

1. 法的構造
2. 構成員と海外投資の問題
3. 執行機関

# 執行機関

- 取締役会と代表執行役
- 取締役選任委員会（BSP）
- 国際諮問委員会（IAP）、技術諮問委員会（TAC）、その他の小委員会

# GCCSIの取締役会

- GCCSIの管理運営の責任を負う
- 取締役は会社法及びコモン・ローに定められた義務を負わなければならない
- 取締役はBSPによって推薦され、75%以上の構成員に否認されない限り構成員により自動的に承認される
- 取締役会は、一時的欠員を補充することができ、取締役会の専門知識が不足する場合に1人の追加取締役を任命することができる
- 取締役会に報告する代表執行役を任命する

# 取締役選任委員会（BSP）

- 定款に規定される選択基準を参考にして構成員に取締役を推薦する
- BSP委員は大手業界構成員、政府構成員（オーストラリア政府を含む）及び一般構成員によって任命される
- 大手業界構成員、政府構成員及び一般構成員はそれぞれ2人のBSP委員を任命することができる
- ある種類の構成員がBSP委員を任命しない場合、取締役会長が代わりに任命する
- BSP委員の任期は3年
- BSPは決定投票権を持つ委員長を任命することができる

# 国際諮問委員会 (IAP)

- IAPは世界のCCSリーダーから構成され、取締役会に戦略的アドバイスを提供、GCCSIの作業を促進する
- オーストラリア政府は、設立構成員と相談してIAPの初期委員を任命する
- 取締役会はIAPの現会長と相談してその後の委員を任命する
- 取締役会長は会長任期中IAP委員としても兼務する

# 技術諮問委員会(TAC)

- 技術諮問委員会(TAC)は取締役会によって選定された適切な技術専門知識を持つ委員から構成され、取締役会に技術的アドバイスを提供する
- 取締役会はその他必要な小委員会を設立することができる(例: 監査リスク小委員会)

[www.claytonutz.com](http://www.claytonutz.com)